



新婚生活、応援します！！



住居費や引越費用を補助します！～結婚新生活支援事業～

対象となる世帯

令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次の①～⑥の条件を満たす夫婦

- ① 申請時に夫婦の双方又は一方が市内に住民登録していること
- ② 夫婦の合算した所得が340万円未満の世帯（申請時点で直近となる平成30年中又は平成31年中の所得）であること

※次のア、イの場合は、それぞれの計算方法により算出した得た額が340万円未満であること

(ア) 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については、所得無しとして、夫婦の所得を算出する。

(イ) 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の所得額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額

- ③ 婚姻時の夫婦の年齢がいずれも34歳以下であること
- ④ 市税の滞納がないこと
- ⑤ 他の公的制度に基づく家賃補助等を受けていないこと
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていないこと

支給金額 上限30万円

支給要件

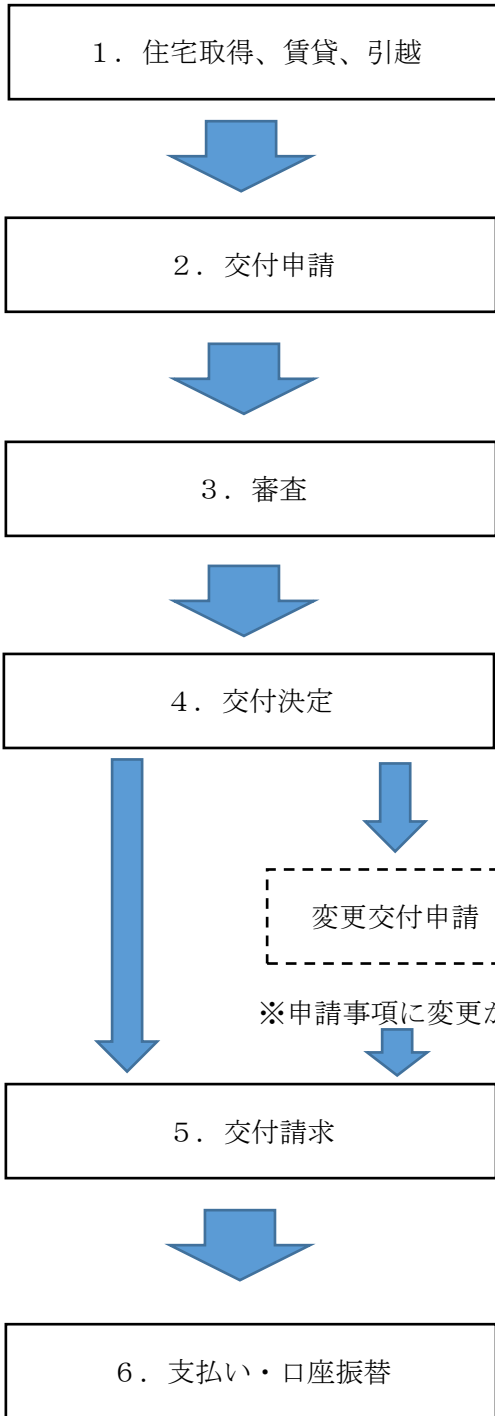
令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間で、次の項目に該当するもの

- ◇ 婚姻を機に新たに住宅を取得または借用したとき（敷金、礼金、家賃等）
- ◇ 婚姻に伴う引っ越したとき（引越し業者又は運送業者への支払いに係る経費）

支給対象 上記の経費のうち、令和2年1月1日から令和3年3月31日まで支払ったもの

申請期限 令和3年3月31日まで（郵便申請の場合、3月31日必着）

手続きの流れ



提出書類

共通書類

- ・ 婚姻後の戸籍謄本※
- ・ 夫婦の直近となる平成 30 年中又は平成 31 年中の所得証明書※
- ・ 市税等納税証明書※
- ・ 預金通帳

※公簿により確認できるときは省略可

申請内容による必要書類

- ・ 住宅手当支給証明書
- ・ 売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し
- ・ 賃貸借契約書及び領収書の写し
- ・ 引越費用に係る領収書の写し
- ・ 貸与型奨学金の返済額が確認できるもの

